

三宅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

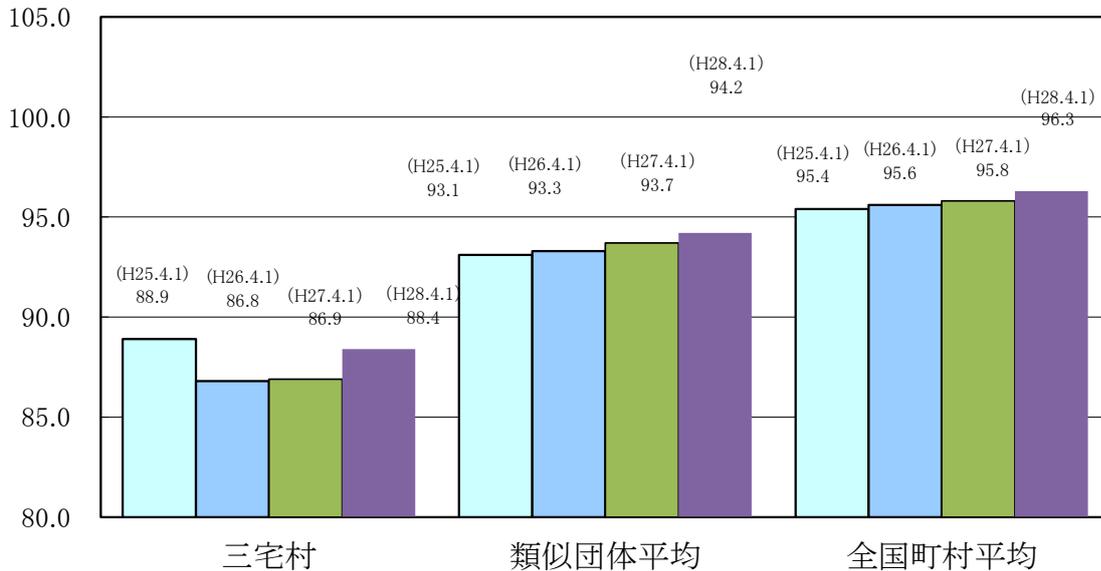
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,619	千円 4,448,162	千円 132,348	千円 571,854	% 12.8	% 14.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	人 88	千円 277,508	千円 41,366	千円 98,807	千円 417,681	千円 4,746	千円 5,424

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し
 実施 未実施]

実施内容

実施時期：平成28年12月
内 容：国表準拠

- ② 地域手当の見直し
 地域手当なし

- ③ その他見直し内容

--

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三宅村	40.2 歳	269,742 円	314,279 円	288,984 円
東京都	41.6 歳	316,682 円	452,041 円	398,107 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	41.6 歳	295,805 円	338,210 円	322,016 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
三宅村	58.9歳	2人	267,140円	325,298円	282,400円	-	-	-	-
うち土木作業員	58.9歳	2人	267,140円	325,298円	282,400円	-	-	-	-
東京都	48.8歳	1,510人	292,729円	364,033円	364,033円	-	-	-	-
国	50.4歳	2,876人	287,447円	-	329,358円	-	-	-	-
類似団体	49.5歳	3人	263,894円	292,218円	277,644円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三宅村	-	-	-
うち土木作業員	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		三宅村	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	181,200 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	142,000 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

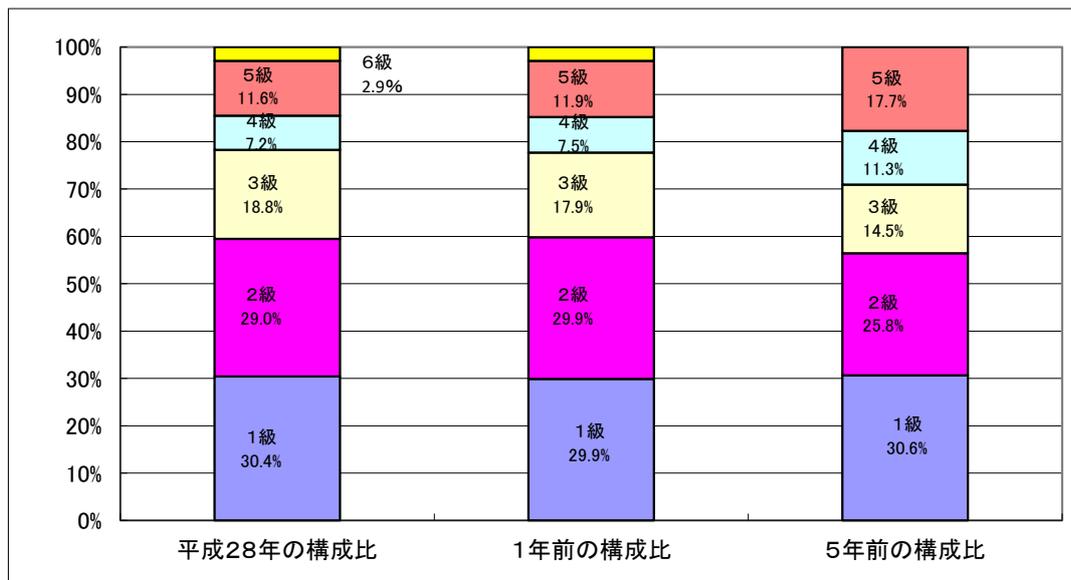
区 分		経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年
一般行政職	大 学 卒	250,200 円	304,000 円	293,300 円
	高 校 卒	221,100 円	239,900 円	314,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	統括課長	2人	2.9%	317,000円	409,000円
5級	課長	8人	11.6%	186,200円	391,800円
4級	課長補佐	5人	7.2%	259,900円	379,800円
3級	係長	13人	18.8%	226,400円	348,800円
2級	主任	20人	29.0%	190,200円	303,000円
1級	主事	21人	30.4%	140,100円	246,100円

- (注) 1 三宅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年に5級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	三宅村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三宅村	東京都	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,206 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,776 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (-)月分 (-)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	三宅村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

三宅村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	23.50 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	31.50 月分	31.50 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	45.00 月分	45.00 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%加算			・定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 2,335 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(28年4月1日現在)

三宅村は対象地域がないため支給なし。

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)	1,692 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	94,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	16.7 %
手当の種類(手当数)	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員特別手当	一般職	伝染病が発生、または発生の恐れのある場合の防疫作業に従事したとき	0	日額500円
行旅病人、同死亡人取扱作業従事職員特別手当	一般職	行旅病人、同死亡人の取扱作業に従事したとき	2,500	日額病人300円 死亡500円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までの間において行われる看護師の業務	1,596,400	日額5,200円
救急業務従事職員特別手当	消防士	消防職員が救急業務に従事したとき	92,200	1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	27,091 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	308 千円
支給実績(26年度決算)	17,701 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	197 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族各6,500円 15歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		10,164 千円	247,902 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額)27,000円	同		3,765 千円	188,255 円
通勤手当	通勤のため自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 ・交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて3,800円～25,700円	異		6,205 千円	81,639 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長 59,500円 統括課長 62,300円	同		7,854 千円	714,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 4,200円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分	給料	月額		等
		額	額	
給料	村長	710,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	()	840,000 円 /	416,500 円
給料	副村長	630,000 円		
	()	()	705,000 円 /	385,000 円
報酬	議長	250,000 円	395,000 円 / 140,000 円	
	()	()		
	副議長	200,000 円	310,000 円 / 115,000 円	
	()	()		
報酬	議員	180,000 円	290,000 円 / 100,000 円	
	()	()		
期末手当	村長	(27年度支給割合)		
	副村長	3.15	月分	
期末手当	議長	(27年度支給割合)		
	副議長 議員	3.15	月分	
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	710,000円×在職年数×4.0	11,360,000	任期毎
	副村長	630,000円×在職年数×3.0	7,560,000	任期毎
退職手当	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

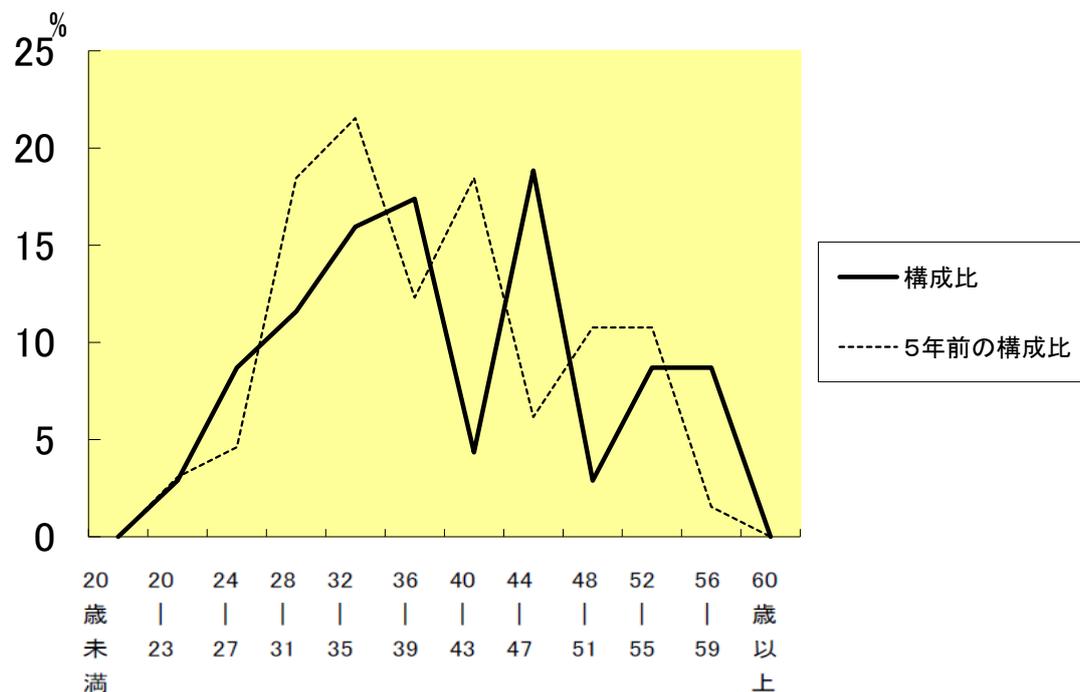
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由			
	平成27年	平成28年					
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	育児休業者	
		総務	32	33	1		
		税務	4	4	0		
		民生	11	11	0		
		衛生	6	6	0		
		農水	3	4	1		欠員補充
		商工	3	2	-1		
	土木	7	6	-1	退職による欠員		
	計	68	68	0			
	教育部門	6	6	0			
消防部門	16	14	-2	退職による欠員			
小計	90	88	-2				
公営企業会計等部門	水道	2	2	0	退職者との引継ぎのため、一時的に増		
	診療所	15	15	0			
	交通	8	8	0			
	その他	2	3	1			
	小計	27	28	1			
合計	117	116	-1				
		[125]	[125]				

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	2人	6人	8人	11人	12人	3人	13人	2人	6人	6人	0人	69人

(3)職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		70	66	65	66	68	68	-2 (△2.9%)
教育		7	6	7	6	6	6	-1 (△14.3%)
消防		13	15	13	15	16	14	1 (7.7%)
普通会計		90	87	85	87	90	88	-2 (△2.2%)
公営企業等会計		34	34	32	30	27	28	-6 (△17.6%)
総合計		124	121	117	117	117	116	-8 (△6.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 一般旅客自動車運送（バス）事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 92,410	千円 748	千円 41,082	% 44.5	% 40.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 8	千円 26,296	千円 4,501	千円 10,286	千円 41,083	千円 5,135

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,275

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
バス事業	51.2 歳	273,916 円	427,947 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当、イ 退職手当 ウ 地域手当の制度は、三宅村普通会計と同様です。

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	0.0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	2,557 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	319 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	三宅村普通会計制度との異同	一七竹普通会計制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	内容と支給単価は三宅村普通会計と同様	同		2,214 千円	276,750 円
住居手当				317 千円	39,625 円
通勤手当				418 千円	52,250 円
管理職手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0	0